

本給の調整額支給細則

平成16年 4 月 1 日

細則第 13 号

改正 平成17年 3 月 14日細則第 7 号
 平成17年11月17日細則第 14 号
 平成18年 3 月 13日細則第 6 号
 平成19年 3 月 23日細則第 6 号
 平成19年 7 月 30日細則第 18 号
 平成19年12月12日細則第 26 号
 平成20年 3 月 24日細則第 8 号
 平成21年 3 月 23日細則第 9 号
 平成21年11月30日細則第 25 号
 平成22年11月30日細則第 13 号
 平成24年 3 月 14日細則第 3 号
 平成26年 3 月 24日細則第 9 号
 平成26年12月 1 日細則第 13 号
 平成27年 3 月 24日細則第 5 号
 平成28年 2 月 1 日細則第 2 号
 平成28年12月 1 日細則第 16 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第24条の規定による本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(適用区分表及び調整基本額表)

第2条 給与規程第24条第1項及び第2項に規定する、勤務箇所等及び調整基本額は次に掲げるとおりとする。

<適用区分表>

職 員	調整数
(1) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）（以下「連合学校教育学研究科」という。）担当教員のうち、当該研究科を常時担当する者	2又は3
(2) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（修士課程及び専門職学位課程。以下「学校教育研究科」という。）担当教員のうち、当該研究科を常時担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	1
(3) 附属特別支援学校に勤務する校長，教頭，指導教諭，教諭，養護教諭	2

及び栄養教諭	
--------	--

<調整基本額表>

イ 教育職本給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500円。ただし，1号給9,526円，2号給9,630円，3号給9,729円，4号給9,828円，5号給9,922円，6号給10,021円，7号給10,120円，8号給10,215円，9号給10,318円，10号給10,426円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

ロ 教育職本給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	11,100円。ただし，1号給8,977円，2号給9,054円，3号給9,130円，4号給9,207円，5号給9,288円，6号給9,364円，7号給9,441円，8号給9,513円，9号給9,594円，10号給9,679円，11号給9,765円，12号給9,850円，13号給9,927円，14号給10,017円，15号給10,107円，16号給10,197円，17号給10,282円，18号給10,404円，19号給10,525円，20号給10,647円，21号給10,764円，22号給10,890円，23号給11,007円
特2級	11,500円
3 級	12,200円
4 級	13,100円

（本給の調整額の決定）

第3条 本給の調整額の決定に当たり、前条適用区分表第2号の職員については、次に掲げる調書を作成し、本給の調整額の適用要件を確認するものとする。ただし、前条適用区分表第1号の職員については兵庫教育大学長が適用要件を確認するものとする。

(1) 授業担当状況表

(2) 主任指導一覧表

2 職員に本給の調整額の決定を通知する場合は、人事異動通知書を用いて次のとおり行うものとする。

(1) 本給の調整額を支給する場合（大学院担当発令と同時に本給の調整額を支給する場合を含む。）

調整数〇の本給の調整額を給する

(2) 調整数の異なる本給の調整額を支給する場合

本給の調整額の調整数〇を調整数〇に改訂する

(3) 本給の調整額を支給しなくなる場合（大学院担当を免じ、同時に本給の調整額を支給しなくなる場合を含む。）

本給の調整額は支給しない

(4) 大学院担当を命ぜられている者に、本給の調整額を支給する場合

大学院〇〇研究科担当による調整数〇の本給の調整額を給する

(5) 大学院担当を免じないで、本給の調整額を支給しなくなる場合

大学院〇〇研究科担当による本給の調整額は支給しない

（大学院担当教員の取り扱い）

第4条 大学院の担当は、大学院学校教育研究科に所属する教授、准教授、講師及び助教のうち、大学院授業担当教員として認定された者とする。

2 現に大学院の担当を命じられている者が、大学院を担当する必要がなくなった場合は、ただちに担当を免ずるものとする。

3 現に大学院の担当を命じられている者が、次の一に該当する場合でも、当該教員が大学院の教育上必要不可欠な教員である限り、大学院の担当を免ずる必要はないものとする。

(1) 休職

(2) 停職

(3) 育児休業

(4) 外国出張

(5) 長期病気休暇

(6) 長期研修

(7) 本学内での配置換

(8) その他教育上必要不可欠であると認められるもの

4 大学院の担当発令は、人事異動通知書を用いて行うものとし、その内容は次によるものとする。この場合同時に本給の調整額の支給を発令する場合は、大学院の担当発令と

本給の調整額の支給発令を併記するものとする。

(1) 大学院の担当を命ずる場合

鳴門教育大学大学院学校教育研究科の担当を命ずる

(2) 大学院の担当を免ずる場合

鳴門教育大学大学院学校教育研究科の担当を免ずる

(大学院担当教員に係る本給の調整額の支給要件及び調整数)

第5条 本給の調整額は、次の各号の一に該当する者に対して、当該各号に定める調整数を支給する。

(1) 連合学校教育学研究科の兼職を命ぜられている者のうち、連合学校教育学研究科において直接に講義・演習、課題研究を年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主指導教員として、1人以上3人以下の学生（留学、休学及び停学中の学生を除く。以下、次号において同じ。）の研究指導及び論文指導を担当するもの 調整数2

(2) 連合学校教育学研究科の兼職を命ぜられている者のうち、連合学校教育学研究科において主指導教員として、4人以上の学生の研究指導及び論文指導を担当するもの 調整数3

(3) 学校教育研究科の担当を命ぜられている者のうち、学校教育研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主任として学生に対する研究指導（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第11条に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。）を担当するもの 調整数1
(大学院担当教員に係る支給の停止及び支給の開始)

第6条 次の期間については、本給の調整額の支給を停止するものとする。

(1) 休職、停職及び育児休業により職務に従事しない期間

(2) 外国出張、病気休暇、研修及び長期研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた日以降。なお、期間の計算は外国出張等の命令等の日から起算し、週休日及び休日を含めて行うものとする。

2 外国出張等による本給の調整額の支給停止並びに外国出張等から復帰し支給要件を満たす場合の調整額の支給については、次によるものとする。

(1) 年度の初めから（当該年度の前年から引き続く場合を含む。以下同じ。）当該年度の末日までの外国出張等の場合は、当該年度の始めから支給しない。したがって、当該年度の前年から引き続く外国出張等の場合で、その外国出張等の日から90日の期間が当該年度にかかるときでも、当該年度は年度当初から支給しない。

(2) 年度始めから当該年度の途中まで外国出張等の場合は、当該年度は外国出張等の日から90日を経過したときに支給を停止し、復帰したとき（外国出張等の命令期間中に復帰したときは、命令変更を行わない限り命令期間が終了したとき）に支給を開始する。

3 年度の途中から大学院の担当を命じ本給の調整額を支給する場合には、第5条に規定する支給要件を満たすことが必要である。

4 前年度から引き続いて大学院の担当による本給の調整額を支給する場合は、年度当初に第3条第1項第1号に掲げる調書で支給要件を確認の上、支給するものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(平成17年度末までの経過措置)

2 給与規程第24条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において人事院規則9-6-25附則第2項及び第3項の規定を準用して得られる額とする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 給与規程第24条の規定により本給の調整を行う職員（次項において「本給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この細則による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第19号）第16条による育児短時間勤務職員にあってはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）第27条の2により定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を本給の調整額として支給する。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き本給の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに本給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに本給表の調整額適用職員になったとした場合に国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平成18年規程第22号）の規定による改正前の国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程及び同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎としてこの細則による改正前の本給の調整額支給細則（次号において「改正前の細則」という。）の規定を適用したとしたならばその者に適用

されることとなる調整基本額

- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。）

施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに本給の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなった場合）に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の細則の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。

ア 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合

イ 下位の職務の級に降格をした場合

ウ 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

エ 再任用職員となった場合

オ 学長がこれに準ずると認めた場合

- (4) 施行日以後に人事交流等により新たに本給表の適用を受けることとなった職員

当該職員が施行日の前日に本給表の適用を受ける職員であつた者とみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

- 4 前2項に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

（附則の改正（平成18年細則第6号附則第2項））

- 2 本給の調整額支給細則を改正する細則（平成18年細則第6号）附則第2項中「40時間」とあるのは「38.75時間」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成21年12月1日から施行する。

（附則の改正（平成18年細則第6号附則第3項））

- 2 本給の調整額支給細則を改正する細則（平成18年細則第6号。以下「平成18年改正細則」という。）附則第3項第1号中「調整基本額」とあるのは「調整基本額（平成21年12月1日において国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程（平

成 21 年規程第 7 4 号) 附則第 3 項に規定する減額改定対象職員 (以下「減額改定対象職員」という。) である者にあつては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額。次号において同じ。)」とする。

3 平成 18 年改正細則附則第 3 項第 3 号中「場合)」とあるのは「場合。以下この号において同じ。)」と、「調整基本額」とあるのは「調整基本額 (平成 21 年 12 月 1 日において減額改定対象職員である者 (施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に平成 21 年 12 月 1 日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。)) にあつては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額)」とする。

4 平成 18 年改正細則附則第 3 項第 4 号中「場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」とあるのは「場合の額」とする。

附 則

この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 12 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 2 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 28 年 12 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。